

発議第 2 号

東浦町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

東浦町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 3 月 19 日提出

提出者 東浦町議会議員 田崎守人

賛成者 東浦町議会議員 澤 潤一

東浦町議会議員 大橋高秋

東浦町議会議員 前田耕次

東浦町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

東浦町議会議員の定数を定める条例（平成 14 年東浦町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、条例で定める東浦町議会議員の定数は、 16 人 とする。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、条例で定める東浦町議会議員の定数は、 18 人 とする。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

提案理由

東浦町議会議員の定数を改正するため、提案するものである。